

1. 令和8年度の維持管理状況

クリーンセンター及び環境センターの状況については、基準不適合等の異常は発生していません。

2. 維持管理項目の説明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により、記録及び公表が必要な維持管理情報は以下の内容です。

(1) クリーンセンター

- ① 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量
焼却した燃えるごみの毎月の量を記載しています。
- ② 排ガス測定結果
煙突から排出される排ガスに含まれる大気汚染物質の濃度の測定結果です。環境計量証明事業所に依頼して測定を実施しています。
- ③ 排ガス温度等連続測定記録
 - a. 燃焼温度
ごみの燃焼室のガスの温度を連続測定した結果です。ガスの温度は、ダイオキシン類を分解できる800℃以上になっている必要があります。
 - b. バグフィルター入口温度
排ガス中の煤を除去する装置の入口で排ガス温度を連続測定した結果です。ダイオキシン類の再合成を防止するため、この装置の入口では排ガス温度が200℃以下になっている必要があります。
 - c. 一酸化炭素濃度
煙突から排出される排ガスに含まれる一酸化炭素濃度を連続測定した結果です。一酸化炭素濃度は、ダイオキシン類の発生抑制状況の判断指標であり、100ppm以下になっている必要があります。
- ④ 排ガス連続測定記録
煙突から排出される排ガスに含まれる大気汚染物質の濃度を連続測定した結果です。環境計量証明事業所が実施する測定とは別に、自動測定機を設置して連続測定を実施しています。
- ⑤ 冷却設備及びガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日
排ガス温度を下げるボイラー（冷却設備）及バグフィルター（ガス処理設備）にはばいじんが付着し、排ガスの流れの悪化、燃焼不良などにつながります。これを防ぐため、ボイラーではストブロー（蒸気の自動吹き掛け）、バグフィルターでは逆洗（排ガスの流れの逆方向から高圧空気をフィルターに自動で吹きつける）を行い、また、休炉点検時には手作業でも堆積したばいじんを除去します。

(2) 環境センター

- ① 埋立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量
布施畑環境センター、淡河環境センターに埋立てた一般廃棄物の種類と量です。
- ② 擁壁・調整池等定期点検結果
埋立てた一般廃棄物の流出を防止するための擁壁・えん堤、一般廃棄物からしみ出た水の水量・水質を調整する貯水池の点検結果です。擁壁・調整池等が損壊するおそれがある

る場合は、これを防止するために必要な措置を講じます。

③ 遮水工定期点検結果

埋立てした一般廃棄物からしみ出た水が地下を伝って地下水、河川に混入するのを防止するための地中遮水層を点検した結果です。遮水効果が低下するおそれがある場合は、これを防止するために必要な措置を講じます。

④ 放流水水質測定結果

埋立てした一般廃棄物からしみ出た水を処理し放流する時に、人体、河川水質に悪影響を与える物質が放流水にどの程度含まれるのかを、処理した水を貯めておく槽で測定した結果です。環境計量証明事業所に依頼して測定を実施しています。

⑤ 地下水水質測定結果

埋立てした一般廃棄物からしみ出た水が地下水に混入していないかどうかを確認するため、2カ所の井戸で地下水の水質を測定した結果です。環境計量証明事業所に依頼して測定を実施しています。

⑥ 地下水水質悪化に対する措置

地下水の水質測定の結果、地下水質の悪化が認められた場合、その原因の調査を実施し、生活環境を保全するための措置を講じます。

⑦ 浸出液処理設備定期点検結果

埋立てした一般廃棄物からしみ出た水を処理する設備の点検結果です。水処理設備の機能に異常があった場合、機能回復のための措置を講じます。

⑧ 残余の埋立容量

埋立てできる残りの容量です。